

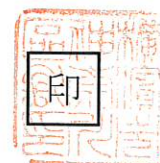
公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜州市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月20日

横浜市神奈川区長

鈴木 茂久



送達を受けるべき者の氏名又は名称	NGUYEN THI MY 外8件（別紙のとおり）			
送達する書類	令和7年度賦課 令和8年度賦課	令和7年度課税 令和8年度課税	市民税・県民税・森林環境税 市民税・県民税・森林環境税	督促状 督促状
	令和8年度賦課 令和8年度賦課	令和8年度課税 令和8年度課税	固定資産税・都市計画税 軽自動車税	督促状 督促状
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。				

公示日：令和8年8月20日

地方税法第329条

1 / 1 頁

公示日：令和8年8月20日

地方税法第329条

作成日：令和8年8月19日

公示日：令和8年8月20日

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

[illegible]

公示日：令和8年8月20日

軽自動車税

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]